

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和2年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。3番、谷口議員は療養中のため、欠席届の提出があり、本定例会は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、6番 碓井議員、7番 谷進介議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和2年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月11日金曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会を開きます。

12日土曜日、13日日曜日、休会

閉庁でございます。

14日月曜日、本会議、一般質問

15日火曜日、本会議、一般質問

16日水曜日、本会議、議案審議

17日木曜日、本会議、議案審議

18日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月18日までの8日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの8日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第6号））について

報告第2号 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第2号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第5号 物品購入契約の締結について

議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について

議案第7号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第8号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第9号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第10号 和田財産区管理委員の選任について

議案第11号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 令和元年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和元年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書等は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、令和元年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴木議員。

○監査委員（鈴木基次君） おはようございます。

それでは、決算監査報告をさせていただきます。

令和元年度決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、令和元年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等について、8月20日、21日、24日に審査したので、その結果を報告します。

令和元年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

令和元年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、法令に基づいて調製されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

(1) 各課別決算説明について。

各課別に「主要施策の成果」と「決算書」で説明を受けたが、各課ともに担当業務の掌握がされており、当年度の実績評価及び次年度に向けての計画も行われている。

(2) 備品台帳の整理について。

備品実態掌握のための備品台帳整備についてはここ数年来の課題であったが、令和元年度中に台帳が整備された。今後、それらを活用して備品の有効活用と効率的な管理に努めていただきたい。

(3) 第6次美浜町長期総合計画について。

第6次美浜町長期総合計画策定についての費用計上の説明があった。第6次長期総合計画の策定に当たっては、担当課及び各課職員、また、アンケートや懇談会などの住民からの英知も結集して、理念及びビジョンの明確化により人口の減少及び高齢化に一石を投じる計画の策定を願いたい。また、今後人口維持の期待ができる道路整備についての検討提案を行った。

(4) 結びに。

令和元年度一般会計歳入歳出決算の歳入歳出差引残高は2億35,675,560円、実質収支額は2億24,087,560円で、黒字決算となっている。また、各特別会計においても、黒字あるいは均衡決算となっている。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.6%で、前年度と同じである。

財政調整基金残高は、令和元年度末で10億83,558,644円となっており、前年度末と比較して27,891,842円減少しており、今後増加が見込めない。地方交付税の減少も予想される中で、社会保障費の増加、防災・減災対策の強化、公共施設の老朽化に伴う費用増等、財政需要は一段と増大する。

今後、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って、効率性・効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全な財政運営に

努めてもらいたい。職員一人一人の意識を高め、常に住民福祉の向上を推進する町政運営に取り組みられることを期待する。

水道会計について報告させていただきます。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和元年度美浜町水道事業会計の決算書類について、7月10日に審査したので、その結果を報告します。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、令和元年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

令和元年度決算審査報告書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

給水人口は、平成25年度に8,000人を割り込み、さらに引き続き減少している。また、1人当たりの給水量も減少傾向となっていることから年間給水量は873,000m³となっている。

今後の水需要の傾向は、人口動向が大きく左右することから、現状では需要の増加が見込めないと予測される。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は93.4%で、過去数年間のデータと比較すれば、ほぼ高率の横ばい状態にあり評価できるものである。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

今後、浄水場などの施設の耐震化、また、施設の更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう、将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

それでは最後に、令和元年度決算に係る財政健全化審査・経営健全化審査意見書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月24日に審査したので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認め、令和元年度の財政健全化判断比率においては、実質赤字比率及び連結赤字比率はともになく、また実質公債費比率及び将来負担率

はともに早期健全化措置が要求される基準値を大幅に下回っており、国が示す基準をクリアしている。

しかし、財政健全化判断比率はあくまで財政状況を示す目安にすぎず、従来からの経常収支比率なども含め、早期健全化基準に近づかない財政運営を推進していく必要がある。

経営健全化審査における対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、いずれの会計においても資金不足はなく事業の経営は健全な状態となっている。今後とも、経営健全化基準に近づかない経営を推進していくことが必要である。

以上のことから、健全で安定的な財政運営を維持できるよう、費用対効果を念頭に置いて行財政運営を推進し、住民福祉の向上に一層の努力を求めるものである。

以上、一般会計、特別会計、水道事業会計、財政健全化に関する決算審査報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和2年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和2年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告2件、議案11件、認定7件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第6号））についてでございます。

本専決処分事項については、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を49億64,165千円とするものでございます。

まず3ページ、第2表は、地方債補正の追加でございます。

7ページ、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、入山周囲1号線災害復旧事業の国庫負担金でございます。

町債、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債は、入山周囲1号線災害復旧事業によるものでございます。

9ページ、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費、委託料は、入山周囲1号線災害復旧工事測量設計委託、工事請負費は、入山周囲1号線災害復旧工事でございます。

今回の補正は、令和2年7月25日、梅雨前線の豪雨により町道入山周囲1号線が被災

したことによる補正でございます。早急に対応する必要があるため、令和2年7月27日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、令和元年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。

また、実質公債費比率につきましては6.7%、将来負担比率につきましては57.2%で、早期健全化基準を大きく下回っております。

令和元年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日から施行されることになりましたので、本条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大で、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成が公費負担となるものでございます。

議案第2号は、美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和元年9月より工事着手してまいりました田井畑地区津波避難施設について、令和2年10月末をもって完成し、11月1日から避難施設として供用開始する予定でございます。

このことにより、施設の名称や位置に関する規定である第2条中の表において、このたび完成する田井畑地区津波避難タワーに関する事項を追加するものでございます。

議案第3号は、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、連携施設確保の基準の緩和、食事提供の搬入施設の範囲拡大、事業所の施設または設備基準、利用定員の設定によるものでございます。

議案第4号は、美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部

を改正する府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの改正と、主に用語等を整理するものでございます。

議案第5号は、物品購入契約の締結についてでございます。

小・中学校GIGAスクール用コンピュータについて、落札業者が決定いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額については、20,381,680円、契約の相手方については和歌山県和歌山市内原1000番地の1、和歌山ゼロックス株式会社、代表取締役、酒本正志氏でございます。

議案第6号は、令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億16,485千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を50億80,650千円とするものでございます。

まず3ページ、第2表は、地方債補正の変更でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、地方特例交付金は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金、老人福祉費負担金は、養護老人ホームの措置人数の増によるものでございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料、キャンプ場使用料は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、キャンプ場を閉鎖したことによるものでございます。

9ページ、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、入山周囲1号線災害復旧事業の国庫負担金でございます。

国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金の追加でございます。

総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民基本台帳システムと戸籍システムの改修費に係る補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の追加、衛生費県補助金、保健衛生費補助金の追加は、子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、多面的機能支払推進事業交付金は、水土里情報システムの導入に係る補助金、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金は、後継者の有無等をアンケートで確認するための郵便料と人材派遣の補助金でございます。

消防費県補助金、消防費補助金は、わかやま防災力パワーアップ補助金の追加ござい

ます。

11ページ、諸収入、雑入、コミュニティ助成は、交付決定額の減額によるもの、雇用保険料自己負担分の追加、売店売上収入は、キャンプ場を閉鎖したことによる皆減、過年度医療費補助金は、補助事業の精算による追加交付、消防団員安全装備品整備事業助成は、消防関係資機材の購入助成でございます。

町債、農林水産業債、公共事業等債は、若野頭首工改良事業負担金（2期）によるものでございます。

災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債は、入山周囲1号線災害復旧事業によるものでございます。

臨時財政対策債は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、会計年度任用職員の人件費の追加でございます。

諸費、負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業は、交付決定額の減額によるものでございます。

償還金利子及び割引料は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費、負担金補助及び交付金は、地域おこし協力隊起業支援補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費は、マスク、防護服等の購入費でございます。

役務費は、備蓄倉庫新築工事に伴う建築確認申請手数料、委託料、インフルエンザ予防接種委託料は、重症化リスクの高い65歳以上の方を対象に、接種費用の自己負担分を補助するための費用、備蓄倉庫新築工事設計監理委託業務、避難所（和田小体育館）床改修工事設計監理委託業務の追加でございます。

工事請負費、備蓄倉庫新築工事は、役場庁舎の西側に2階建ての備蓄倉庫を新築するものでございます。

避難所（和田小体育館）床改修工事は、避難所である和田小学校体育館の床の改修を行うものでございます。

備品購入費は、災害用備蓄品として、クイックシェルター、センサー式体温計、マルチハウス等の備蓄品、議場や会議室などで使用するための空気清浄機の購入費用でございます。

15ページ、戸籍住民基本台帳費、委託料は、マイナンバー制度に関する住民基本台帳システムと戸籍システムの改修費でございます。

統計調査費の補正は、国勢調査による歳出科目の振り替えでございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、報償費、委託料、使用料及び賃借料の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、敬老会を中止したことによるものでございます。

扶助費、老人福祉施設措置費は、養護老人ホームの措置人数の増によるものでございます。

17ページ、児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金は、認可保育所負担金、認可外保育所等負担金の追加、新型コロナウイルス感染症対策補助金は、学童保育への補助金でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、需用費は、新型コロナウイルス感染症対策として、フェースシールド、非接触式体温計等の購入費でございます。

繰出金は、若野頭首工改良事業に伴う水道会計への出資金でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、役務費、委託料は、人・農地問題解決加速化支援事業を活用し、実質化された人・農地プランを作成するためのアンケート調査に係る郵便料や水土里情報システムの入力作業を行う人材の派遣委託料であり、5年から10年後の農地利用の在り方を見える化するものでございます。

使用料及び賃借料、水土里情報システム利用料、備品購入費、GIS編集ソフトは、人・農地プランの実質化に伴い、地図情報システムを購入するものでございます。

農地費、使用料及び賃借料は、既に執行した重機借上料を補填するものでございます。

負担金補助及び交付金は、若野頭首工改良事業負担金（2期）の追加でございます。

19ページ、林業費、林業総務費、工事請負費は、老朽化している役場庁舎の西側に建築している資材倉庫の解体費でございます。

水産業費、漁港建設費、工事請負費は、三尾漁港北防波堤を部分的にかさ上げするための工事費でございます。

商工費、観光費は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、キャンプ場を閉鎖したことによる関連する経費の還元でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費、負担金補助及び交付金は、和歌山県土木積算システム利用連絡協議会への負担金でございます。

21ページ、道路橋梁費、道路新設改良費、役務費は、用地買収に伴う地積測量図作成手数料の追加でございます。

工事請負費は、町単独工事の追加でございます。

消防費、消防施設費、備品購入費は、消防資機材の購入費でございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費、備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、パーティション、殺菌庫の購入費でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費、工事請負費は、梅雨前線の豪雨により町道入山周囲1号線が被災したことによる復旧工事費でございます。

議案第7号は、令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,968千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億26,367千円とするものでございます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入は、前年度の国庫負担金及び支払基金の精算による追加受入れ分でございます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金は、前年度の給付事業と地域支援事業の精算によるもので、国、県、支払基金への償還金でございます。

議案第8号は、令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,399千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億34,162千円とするものでございます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第9号は、令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

収益的収入及び支出については、営業外収益809千円、営業費用809千円の追加で、県営水利施設等保全高度化事業負担金の追加によるものでございます。

資本的収入及び支出については、補償金6,545千円、建設改良費6,545千円の追加で、西川河川改修に伴う配水管工事によるものでございます。

議案第10号は、和田財産区管理委員の選任についてでございます。

現在の和田財産区管理委員の任期が令和5年4月4日でございますが、管理委員の中西克治氏がお亡くなりになられ欠員が生じたため、後任に、和田西中地区から推薦をいただき、美浜町大字和田1308番地の1、上田収司氏を選任いたしたく、和田財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

議案第11号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字三尾382番地、岡本和能氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

岡本氏は、平成24年10月、教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組まれ、ご活躍いただいております。

このたび、任期を迎えるに当たり、岡本氏を再度教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

認定第1号は、令和元年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでござい

す。

認定第2号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和元年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和元年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号は、令和元年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告2件、議案11件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時五〇分散会

再開は、14日月曜日、午前9時です。

この後、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。